

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計 画 主 体	北海道 天塩町

天塩町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 天塩町農林水産課農政係
所 在 地 天塩郡天塩町新栄通 8 丁目 1466-113
電 話 番 号 01632-2-1001
F A X 番 号 01632-2-2659
メールアドレス noushin@teshiotown.com

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1.対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、アライグマ、キツネ、カラス類、ヒグマ、トド・アザラシ類・オットセイ
計画期間	4年度～6年度
対象地域	天塩町・天塩町沿岸

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2.鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	デントコーン	0.3ha 234千円
	牧草	343ha 613千円
アライグマ・キツネ	デントコーン	0.4ha 58千円
	牧草（ラップ含）	18ha 1,926千円
	配合飼料	17ト 853千円
カラス類	牧草（ラップ）	16ha 1,658千円
	配合飼料	9ト 450千円
ヒグマ	デントコーン	2ha 1,560千円
トド・アザラシ類・オットセイ	漁具	7,771千円
	漁獲物	10,022千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

牧草採食、デントコーンの発芽直後や完熟期の採食・踏み荒し、ラップサイレージの穴あけによる被害が主体である。ここ3年間の鹿のライトセンサス生息数調査においては、バラツキが目立ち、減少傾向という確認までは至らない。また地理的条件により駆除（発砲）できない地域もあるが、駆除した地域については一定期間出没が抑制されており、令和3年に計画頭数を増やしたことで電気柵による防除圃場が増えたこともあり農業被害については減少傾向にあるが、頭数が減少している感覚はない。現在も年間を通じて人里に出没し、道路横断等による自動車との衝突事故も依然として発生している。

【アライグマ・キツネ】

アライグマについては、各集落に箱わなを貸し付けたことにより、ここ数年の平均で287頭を捕獲してきたが、目標頭数には至らなかったこともあって減少傾向は見られない。キツネについても、平均で88頭を捕獲してきたが、頭数の減少傾向は見られない。また、電牧設置によりデントコーンの被害は減少したが、未設置箇所の被害や牧草ラップの採食・穴あけ、家庭野菜の採食被害は増加している。

【カラス類】

牧草ラップの穴あけによる被害は減少傾向にあるが、牛舎侵入による配合飼料の盗食や乳牛への危害などは増加傾向である。

【ヒグマ】

冬眠期間を除いた3月から11月に出没があり、町内全域に出没している状況で、親子グマの目撃情報も多い。デントコーン畑が増えたことから農業被害は減らず、特に近年電牧未設置のデントコーン畑には多数出没していることは、民家付近に出没する可能性もあり、人畜への被害が懸念され、農作業や住民生活に様々な支障が出ている。

【トド・アザラシ類・オットセイ】

定置網や刺網にかかった魚類の捕食による漁獲量の減少及び漁具被害は依然として発生している。被害防止のため、出漁を見合わせる状況も見受けられ、岩場のない当町としては駆除方法に苦慮しており、追い払いについても、隣接町村への追い払いとなるため、根本的な解決にはなっていない。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（3年度）	目標値（6年度）
エゾシカ	343ha 847千円	429ha 636千円
アライグマ	18ha 1,984千円	11ha 1,213千円
キツネ	17ト 853千円	12ト 642千円
カラス類	16ha 1,658千円	9ha 995千円
	9ト 450千円	6ト 320千円
ヒグマ	2ha 1,560千円	1.2ha 998千円
トド・アザラシ類・オットセイ	17,793千円	14,234千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>エゾシカ、キツネ、カラス類については、有害鳥獣駆除として猟友会に委託し、銃器・くくり罠による駆除をしている。</p> <p>アライグマについては、各集落に箱わなを貸与し駆除している。</p> <p>ヒグマは、生活安全の観点から警戒出動が主となるが、春グマの時期には駆除を目的とした出動を猟友会へ依頼している。また、クマ専用箱わなを所有しているので、出没の頻度によっては箱わな設置による捕獲を実施する。</p> <p>トド、アザラシ類、オットセイについては、岩場のない海岸のため、駆除に苦慮している。このことから、強化網の導入により被害を減少させる効果は確認されているが、導入漁業者は少数である。</p>	<p>猟友会会員の高齢化により狩猟免許を返上する者や自然減が多く、新規の免許取得者も少ないことから、会員数の減少により狩猟、有害鳥獣駆除活動が特定の会員に負担が集中してきている。</p> <p>町では、平成23年度より狩猟免許取得に係る経費の助成制度を設けており、制度を利用し令和元年度5名、令和2年度2名の町民が新規狩猟免許を取得した。今後も更なるPRに努め猟友会の会員増を図る。</p> <p>トド、アザラシ類、オットセイによる被害防止のため、強化網の導入推進を図っていく必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>ここ3年間で侵入防止柵24.6haを整備したが、依然として膨大な面積の農地が未整備となっている。</p>	<p>侵入防止柵等整備は膨大な費用を要するため、年度ごとによる計画的な設置を進めるとともに、近隣町村と連携して駆除に取り組む必要もある。</p>
生息環境管理その他の取組		

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害を減少させるためには、農地・牛舎等への侵入防止策と対象鳥獣そのものの個体数を減少させる捕獲駆除対策が必要となる。

町内関係機関で組織する「天塩町有害鳥獣被害防止対策協議会」では、出没・被害情報の共有化を図り、農作物・水産物等の被害削減に向け、狩猟免許取得への支援等を今後さらに拡大していく必要がある。

過去、設置してきた侵入防止柵の効果については農業者から確認されており、デントコーン、牧草等の被害防止に効果があるため、今後も電気柵等の侵入防護柵の設置を推進していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3.対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は、北海道猟友会天塩支部天塩部会及びしお猟友会に委託する。また、アライグマについては、外来生物法防除従事者による捕獲体制整備（現状 89 名）を図ってきたが、さらに捕獲要員の増強を図り態勢を強化していく。

【エゾシカ】

猟友会会員による銃器（ライフル銃・散弾銃）、くくりわな、囲いわなによる捕獲を継続的に実施する。

【アライグマ】

猟友会会員、外来生物法防除従事者により箱わな捕獲を実施する。

【キツネ】

猟友会会員が銃器（散弾銃）による捕獲を継続的に実施する。

【カラス類】

猟友会会員が銃器（散弾銃）による捕獲を継続的に実施する。

【ヒグマ】

猟友会会員が銃器（ライフル銃・散弾銃）による捕獲を継続的に実施するとともに、頻繁に出没し被害が発生している箇所については、箱わなによる捕獲を行う。

（箱わな：平成 24 年度導入済み）

【トド・アザラシ類・オットセイ】

当町は岩場のない海岸で出没は海域であることから、駆除は困難な状況となっているため、効果が確認されている強化網の導入を推進する。

（天塩町による漁業者が購入する刺網への補助は継続されている）

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ	くくりわなによる捕獲【エゾシカ】 囲いわなでの捕獲によるジビエとしての活用【エゾシカ】 クマの出没頻度により箱わなによる捕獲【ヒグマ】 箱わなによる捕獲【アライグマ】 猟友会会員増を図るための狩猟免許講習受講料等の助成【従事者対策】

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>近年の捕獲実績を基本に、新規対策等を勘案し設定する。</p> <p>【エゾシカ】 近年、捕獲頭数及び出沒箇所が増加しており、捕獲頭数の増加により農作物等への被害の減少を目指すため、年間を通して捕獲を実施する。また、捕獲効率等を勘案し、従事者によりライフル銃を使用した捕獲も実施する。</p> <p>【アライグマ】 近年においては町内一円に農作物への被害及び農業施設内へ侵入しての被害報告が多く、捕獲頭数も増加傾向にある。これに伴い、今後の被害拡大に対応すべく、年間を通して農業者自身による捕獲を拡大し、効果的な被害防止を目指す。</p> <p>【キツネ・カラス類】 近年の捕獲実績を基本に、年間を通して継続的な被害防止を目指す。</p> <p>【ヒグマ】 近年は、デントコーンの作付面積も増加傾向にあり、人身事故を回避するためにも出沒状況及び被害状況により年間を通して捕獲を目指す。また、捕獲効率等を勘案し、従事者によりライフル銃を使用した捕獲も実施する。</p> <p>【トド・アザラシ類・オットセイ】 当町は、岩場のない海岸で駆除は困難なため、効果が確認されている強化網の導入を推進する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	500	500	500
アライグマ	300	300	300
キツネ	70	70	70
カラス類	300	300	300
ヒグマ	1	1	1

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>【エゾシカ・キツネ・カラス類・ヒグマ】 捕獲区域：天塩町一円 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域において、鳥獣の捕獲等を行われなければ農産物等の被害の軽減が図れないと判断される場合は、当該区域を含めて道等の許可を受け捕獲・駆除等を行う。 捕獲手段：主に銃器（ライフル銃・散弾銃）とし、発砲が困難な状態によっては箱わな、くくりわな等を使用する。</p> <p>【アライグマ】 捕獲区域：天塩町一円 通年、天塩町一円において外来生物法防除従事者による箱わな設置により捕獲を行う。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>エゾシカとヒグマは、近い距離に寄ることが出来ない為、遠距離から仕留める事が確実で安全な方法である。 実施時期はエゾシカが4月1日から翌年3月31日までの1年間、ヒグマは4月～11月で、町内一円を範囲としている。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4.防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和4年度		令和5年度	令和6年度
エゾシカ、アライグマ キツネ、ヒグマ	デントコーン	9.3ha 5,070m		
	草地	0ha 0m		
	その他	4.6ha 3,750m		

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> 管理と見回りは設置者が実施必要に応じて猟友会に追払いやわなの設置を依頼 町は財産台帳により耐用年数まで利用確認を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 管理と見回りは設置者が実施必要に応じて猟友会に追払いやわなの設置を依頼 町は財産台帳により耐用年数まで利用確認を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 管理と見回りは設置者が実施必要に応じて猟友会に追払いやわなの設置を依頼 町は財産台帳により耐用年数まで利用確認を実施

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	エゾシカ	草地は適期に刈り取りを実施し被害を防ぐとともに見通しを良くするために草地管理を依頼
～		
6年度	ヒグマ	民家に離れた場所にデントコーンの圍場とする

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

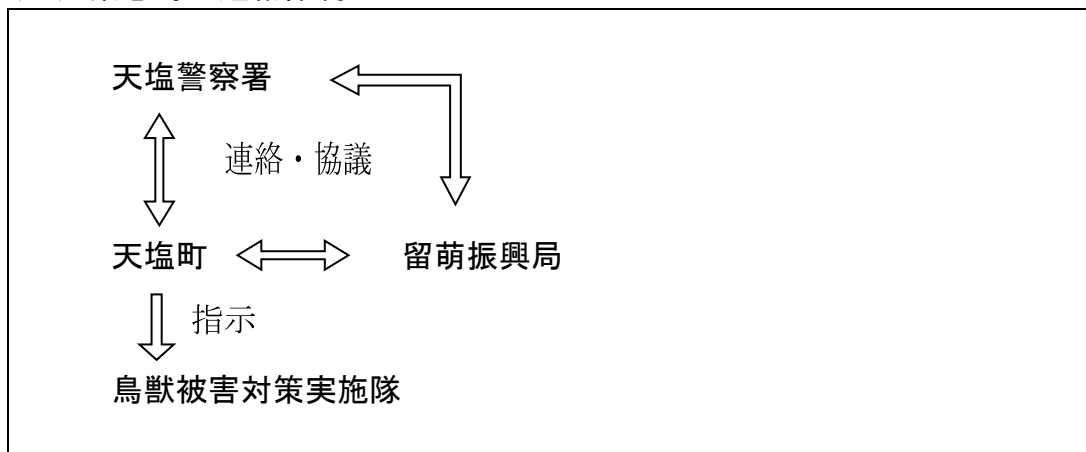
関係機関等の名称	役割
留萌振興局	協議・連携
天塩警察署	巡回・周知
天塩町	調整・協議・周知
鳥獣被害対策実施隊	巡回・捕獲従事

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には、一般廃棄物として本町が構成員となっている西天北5町衛生施設組合で焼却処分する。ただし、地形的要因等により搬出が困難な場合には、捕獲等の場所において埋設処理をする。

また、囲いわなで捕獲し、食肉加工施設に持ち込みジビエとして利活用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカ缶詰・・・現状 50 頭 目標 50 頭
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

町内にある加工施設において、捕獲したエゾシカを缶詰として販売する過程の処理を実施している。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9.被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	天塩町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
天塩町	防止計画策定、鳥獣害防止総合対策事業事務、出没・被害情報の収集発信、許可関係申請等事務、出没・被害情報の周知、被害・生息調査
北海道猟友会天塩支部天塩部会	対象鳥獣の捕獲駆除、出没・被害情報の提供、被害調査、狩猟免許取得への支援
てしお猟友会	対象鳥獣の捕獲駆除、出没・被害情報の提供、被害調査、狩猟免許取得への支援
るもい農業協同組合天塩支所	出没・被害情報の提供、農作物被害の取りまとめ、被害・生息調査
留萌北部森林組合	出没・被害情報の提供、樹木被害の取りまとめ、被害・生息調査
北るもい漁業協同組合天塩支所	出没・被害情報の提供、水産物被害の取りまとめ、被害・生息調査
留萌農業改良普及センター	出没・被害情報の提供、被害・生息調査、防徐技術の普及
留萌北部森林管理署	出没・被害情報の提供、被害・生息調査、
鳥獣保護員	出没・被害情報の提供、被害・生息調査、鳥獣生態のアドバイス

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道（留萌振興局）	鳥獣生息状況・被害防止対策情報提供及び指導
天塩警察署	出没状況等情報提供、緊急時対策

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

天塩町鳥獣被害対策実施隊	実施隊は、天塩町（農業担当部門）、るもい農業協同組合天塩支所（営農担当部門）、北海道猟友会天塩支部天塩部会・てしお猟友会（全会員）、で組織し、天塩町長が任命する。（令和3年2月現在22名） 業務内容としては、出没・被害情報の提供、被害・生息調査、有害鳥獣駆除を行う。
--------------	--

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

トド・アザラシ類・オットセイの防止対策については、絶滅危惧種の保護海獣が含まれていることから、追い払いに有効な方法を模索する程度に留める。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。